

ドイツにおける財政調整制度について

説明資料

2012年10月5日

和光大学 半谷俊彦

I ドイツ連邦財政調整制度の仕組み

I-1. 税源配分

(1) 地方制度と主な財源

		主な財源
国	連邦	共同税収連邦分、連邦税収
	州	共同税収州分、州税収、連邦補充交付金、州間財政調整交付金
自治体	郡	市町村からの分担金、州からの交付金
	市町村	共同税収市町村分、市町村税、州からの交付金

(2) 課税権限配分

		立法	徴収
共同税		連邦	州
連邦税		連邦	州
州税		連邦	州
市町村税	法定税	連邦・税率は市町村が決定	市町村・課税標準査定のみ州
	法定外税	州法の範囲内で市町村が決定	市町村
関税		連邦	連邦

(3) 共同税収の連邦・州・市町村への配分

	配分方法・配分割合
所得税 給与所得源泉徴収分	税収の15%を市町村へ、残余の50%を連邦、50%を州へ。
所得税 申告納税分	税収の15%を市町村へ、残余の50%を連邦、50%を州へ。
所得税 資産所得源泉徴収分	税収の12%を市町村へ、残余の50%を連邦、50%を州へ。
法人税	税収の50%を連邦、50%を州へ。
売上税	必要に応じて変更。2012年は連邦53.8%、州44.2%、市町村2.0%。
営業税	市町村が連邦へ標準税額の14.5%、州へ49.5%（旧東独では20.5%）を拠出。旧東独州支援の財源として、2010年～2019年は州への拠出額を割り増し（2011年は6%）。

(4) 税収額と構成比 (2012 年予算)

	税収 (百万 Euro)	構成比
共同税	412,528	70.6%
所得税	201,058	34.4%
法人税	19,070	3.3%
売上税	192,400	32.9%
連邦税	99,291	17.0%
保険税	10,670	1.8%
たばこ税	13,800	2.4%
コーヒー税	1,000	0.2%
ブランデー税	1,980	0.3%
エネルギー税	39,950	6.8%
電気税	6,805	1.2%
自動車税	8,325	1.4%
航空交通税	1,000	0.2%
核燃料税	2,300	0.4%
連帯付加税	13,000	2.2%
その他	461	0.1%

	税収 (百万 Euro)	構成比
州税	13,269	2.3%
相続税	6,045	1.0%
不動産取得税	4,774	0.8%
くじ税	1,415	0.2%
ビール税	685	0.1%
その他	350	0.1%
市町村税	54,632	9.3%
営業税	42,000	7.2%
不動産税 A	362	0.1%
不動産税 B	11,475	2.0%
その他	795	0.1%
関税	4,900	0.8%
税収合計	584,620	100.0%

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011, S.288 より作成。

I-2. 連邦財政調整制度

(1) 概要

	垂直的財政調整機能	水平的財政調整機能
1. 政府レベル間の任務配分	○	×
2. 政府レベル間の税源配分	○	×
3. 連邦財政調整制度		
(1) 売上税の連邦と州の間の配分	○	×
(2) 売上税の州間配分	×	○
(3) 州間財政調整	×	○
(4) 連邦補充交付金	○	○

(2) 売上税の連邦と州の間の配分 (連邦財政調整制度の第 1 段階)

- ・ 連邦へ一定割合を優先配分する。
- ・ 残余の 2.2%を営業資本税廃止の補償分として市町村に配分する。
- ・ 残余を一定割合で連邦と州で分け合う。配分比率は連邦法改正や経済状況変化に応じて変更する。
- ・ 一定額を連邦法改正や経済状況変化に応じて連邦と州の間でやり取りする。

(3) 売上税収の州間配分（連邦財政調整制度の第2段階）

- 売上税収州分の25%を売上税を除く税収の1人あたり州平均額が全州平均額を下回る州へ優先配分する（州平均額が全州平均額を下回る額が小さいほど高い水準が補償される。最低補償水準は全州平均額の94.475%）。
- 売上税収州分の75%を人口比例で各州へ配分する。

(4) 州間財政調整（連邦財政調整制度の第3段階）

- 課税力測定値（州の税収見積額に、標準税率による市町村税収見積額の64%を加算した金額）が調整額測定値（課税力測定値を補正人口に応じて各州に振り分けた金額）を上回る州が下回る州に交付金を交付する。
- 課税力測定値が調整額測定値の80%未満である場合にはその差額の75%を、80%以上93%未満の場合には逡減比例的にその差額の75%~70%を、93%以上の場合には逡減比例的にその差額の70%~44%を受領することを意味している。最低補償水準は需要額測定値の73.415%となる。

(5) 連邦補充交付金（連邦財政調整制度の第4段階）

- 連邦から州への交付金は「連邦補充交付金」とよばれるが、一般的な財政力不足を補うための「一般連邦補充交付金」と、特別な需要を補償するための「特別需要連邦補充交付金」とに大別される。
- 一般連邦補充交付金は、州間財政調整を行ってもなお財政力が不足する州に給付されるものである。調整額測定値の99.5%に満たない部分の77.5%が交付される。最低補償水準は調整額測定値の93.630815%となる。
- 特別需要連邦補充交付金は必要に応じて個別の法律によって定額で規定される。2005年以降は、「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」、「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」、「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」の3つのみが交付されている。

(6) 州の歳入内訳（2012年予算）

	収入金額 (百万 Euro)	構成比
州税収	13,269	5.8%
共同税収州分	186,695	81.6%
連邦補充交付金	11,838	5.2%
その他	16,876	7.4%
総歳入（州債除く）	228,678	100.0%

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011, S.298 より作成。

(7) 財政調整の規模 (2010 年決算)

	総額 (百万 Euro)	最大受領額 (百万 Euro)
売上税収州分の 25%	8,985	
州間財政調整	±6,985	2,884
一般連邦補充交付金	2,607	907
特別需要連邦補充交付金	10,260	2,625
旧東独州に対する交付金	8,743	2,280
失業手当および社会給付に対する交付金	1,000	319
相対的に高い行政費用に対する交付金	517	26

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011 より作成。

II ドイツ連邦財政調整制度の形成過程

II-1. ドイツ帝国における財政調整

- (1) 連邦（帝国）の独自税源は関税と個別消費税のみであり、主たる財源は州（邦）から帝国への分担金である。
- (2) 分担金は人口比例で各州に配分。総額は連邦議会で決定するものの、各州の代表者で構成される連邦参議院の同意を必要としたため、連邦は常に財源不足に悩まされていた。
- (3) 水平的財政調整機能を持つ制度はなく、分担金を通じた下から上への垂直的財政調整機能のみが存在した。

II-2. ワイマール共和国における財政調整

- (1) 基幹税たる、所得税、法人税、売上税、を連邦税とした上で、州には税収の一定比率を分与するものとした。
- (2) 所得税と法人税は地域収入原則に基づいて各州に配分したため、州間には財政力格差が生じた。
- (3) 財政力格差は、売上税の税収を調整的に配分することと、連邦から各州へ補助金を交付することで縮小された。売上税と連邦補助金には、垂直的財政調整機能と水平的財政調整機能の双方が与えられていたといえる。

II-3. ドイツ連邦共和国建国時の憲法規定に基づく財政調整

- (1) 戦後憲法は、各州の代表者からなる機関によって制定された。財政力の強い州は、州により多くの財源をおくドイツ帝國的な制度を、財政力の弱い州は、連邦に多大な財源を与えるワイマール共和國的な制度を主張した。
- (2) 関税と売上税が連邦税とされ、所得税と法人税は州税とされた。
- (3) 連邦は州への補助金を通じて州間の財政力調整を行い得るものとされ、その資金を、連邦参議院の同意のもと、州税に請求することができるものとされた。この規定に基づき、1951年以降、連邦は州税である所得税と法人税の一定割合（1951年は27%、1952年は37%、1953年以降は38%）を請求するようになった。
- (4) 1951年には暫定的な州間財政調整の仕組みが構築された。財政の強力な州の拠出に調整基金を組み、財政力が平均以下の州にこれを配分するものとされた。
- (5) この時期の財政調整制度は以下のように整理することができる。

	機能
連邦による所得税と法人税の一部要求	下から上への垂直的財政調整
連邦から財政弱体州への補助金	水平的財政調整機能を持つ上から下への垂直的財政調整
暫定的な州間財政調整制度	州レベルでの水平的財政調整

II-4. 1955年憲法改正に基づく財政調整

- (1) 所得税と法人税が州税から共同税へと変更された。売上税は連邦税のまま。連邦と州の間における共同税の配分比率は、連邦法によって州に追加的な財政需要が生じたときに、連邦参議院の同意の下にこれを変更するものとされた（関連性の原則）。
- (2) 州間財政調整制度が制度化され、最低補償水準は租税力全州平均の88.75%とされた。
- (3) この時期の財政調整制度は以下のように整理することができる。

	機能
所得税と法人税の垂直的配分	下から上への垂直的財政調整
州間財政調整制度	州レベルでの水平的財政調整

II-5. 1969年憲法改正に基づく財政調整

- (1) 共同税である所得税と法人税の、連邦と州の間における配分比率が憲法によって固定された。両税に課税標準の州間分割が導入された（所得税収のうち給与所得分を給与所得者の居住地に分配し、法人税収を付加価値の比率で事業所所在地に分配する）。
- (2) 売上税が共同税とされ、連邦と州の間における配分比率は、経済状況に変化が生じたときに、あるいは連邦法によって州に追加的な財政需要が生じたときに、連邦参議院の同意の下にこれを変更するものとされた。売上税収州分の25%は州間で調整的に配分されることとされた。
- (3) 州間財政調整制度が抜本的に改正された。
- (4) 連邦補充交付金が制度化された。
- (5) これ以降の財政調整制度は以下のように整理することができる。

	機能
売上税の垂直的配分	連邦と州の間での垂直的財政調整
売上税の水平的配分	州レベルでの水平的財政調整
州間財政調整制度	州レベルでの水平的財政調整
連邦補充交付金	水平的財政調整機能を伴う上から下への垂直的財政調整

III ドイツ連邦財政調整制度の特徴

- (1) ドイツ帝国は、財政強力州が財政弱体州を取り込む形で実現された。第2次世界大戦後は、州ごとの分割統治から始まっており、州が連邦を作り上げる形で建国された。ドイツは今なお、統一国家実現（中央集権化）へのベクトル上にある。
- (2) ドイツの連邦制度は「執行連邦制」と呼ばれるもので、徴税を含め、行政の大部分が州によって執行される。連邦の執行機関は、国防、入管、関税、鉄道、郵便などに限定されている。
- (3) 州の利害に関わる連邦法の制定ならびに改定（共同税ならびに連邦財政調整制度の変更を含む）連邦参議院の同意が必要とされる。
- (4) 連邦法の改正に伴って州の財政需要が増加する場合には、関連性の原則に基づき、連邦法によって州の財源を補償しなければならない（州税の増税、税収の垂直的配分比率の変更など）。
- (5) ドイツの財政調整制度（税源の垂直的配分、州間の税収配分、州間の財政調整）は、連邦、財政強力州、財政弱体州の綱引きによって決定されてきた。

- (6) 1949年の憲法規定では、財政強力州に有利な税源分離方式が採用された（州税たる所得税と法人税は地域収入原則による）。1955年の憲法改正では、所得税と法人税が共同税とされ、やや連邦に有利な形に改められた。1969年改正では、人口と租税力格差に基づいて配分される売上税が共同税とされ、財政弱体州がやや有利になった。
- (7) 1949年の憲法規定では、税収の調整的配分は実現しなかったため、暫定的な州間財政調整制度が形成された。1955年の憲法改正以降は、連邦から州への目的補助金がなし崩し的に増加し、州間の水平的財政調整における連邦の役割が増大していった。1969年の憲法改正では、連邦が売上税を共同税へと譲歩すると共に、連邦補充交付金を引き受け、財政強力州が所得税と法人税に課税標準の州間分割を導入することで、増大する水平的財政調整の要請を満たすようになった。

IV ドイツ連邦財政調整制度の実務

IV-1. 資金の流れ

- (1) 連邦政府は関税以外に徴税機関を持っていない。連邦税（連邦が税収を得る税）も共同税も州の税務当局が徴税し、連邦に納付する。
- (2) 共同税は、州が徴収した税収の一定割合を連邦に納めるというものであるが、課税力（1人あたり税収）の低い州は、財政調整（売上税収75%の人口比例配分、売上税収25%の調整的配分、州間財政調整）が無かったならば納めたであろう金額よりも少ない金額を、課税力の高い州は、財政調整が無かったならば納めたであろう金額よりも多い金額を、連邦に納付することになる。その意味では、財政調整は納付額を算定する手順のひとつに過ぎない。
- (3) 州が他の州へ支払うことはない。

IV-2. 納付額の計算

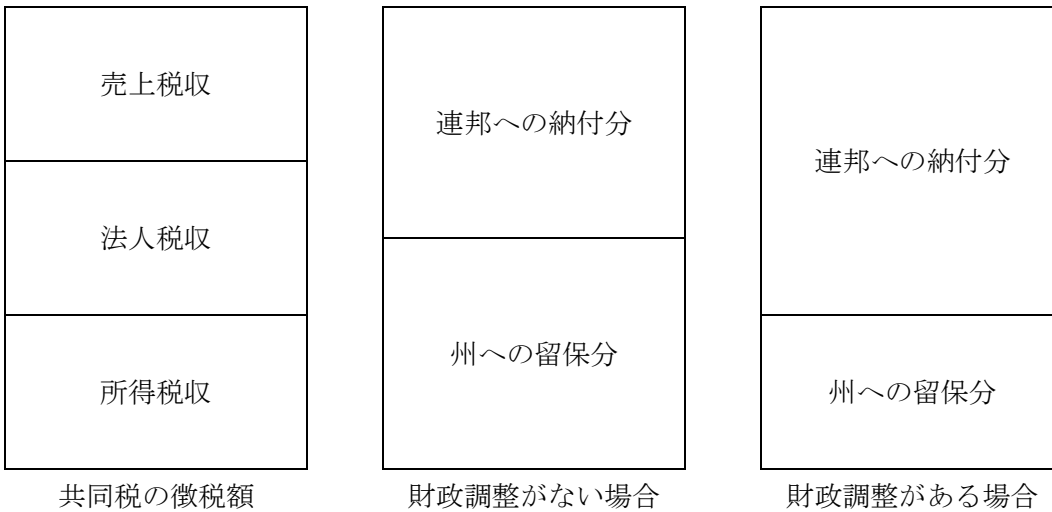
- (1) 州が連邦へ納付する共同税の金額は、地域的収入額（その州で徴税された金額）が基準となる。
- (2) 所得税収額と法人税収額が分割基準によって増減される（所得税収のうち給与所得源泉徴収分を給与所得者の居住地に、法人税収を付加価値の比率で事業所所在地に帰属せしめる）。これにより、企業の本社が集中している州では共同税収額（結果として州への留保額）が地域的収入額よりも小さくなり、それ以外の州では大きくなる。
- (3) 売上税収の75%が人口比例的に配分される。これにより、人口に対して売上税収の小さい州では共同税収額が地域的収入額よりも大きくなり、それ以外の州は小さくなる。
- (4) 売上税収の25%が、1人あたり税収の小さい州に優先配分される。これにより、1人あたり税収の

小さい州では共同税収額が地域的収入額よりも大きくなる。

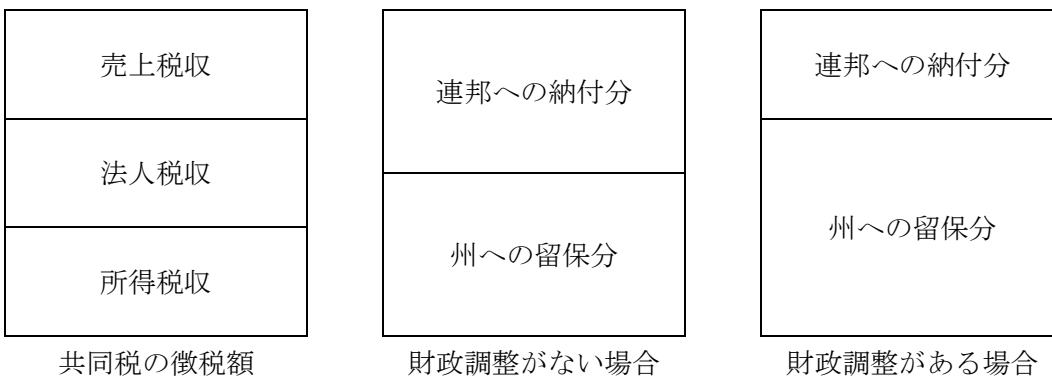
- (5) ここまでで確定した所得税収額、法人税収額、売上税収額のそれぞれ一定割合が、連邦への納付額となる。
- (6) 州間財政調整により、補正人口 1 人あたり税収の小さい州は、連邦への売上税収納付額が減額され、大きい州は増額される。

IV-3. 納付額算定のイメージ図

【課税力の強い州の場合】



【課税力の弱い州の場合】



V 添付資料：連邦財政調整法の概要 (2012.7.29 改定版)

V-1. 売上税収の連邦と州の間の配分

(1) 売上税収の以下の割合に相当する金額が連邦に割り当てられる。

2007年	3.89%
2008年	4.42%
2009年以降	4.45%

(2) (1)の残額の以下の割合に相当する金額 (2006年までは(1)がないので、売上税収の以下の割合に相当する金額) が、公的年金保険に対する連邦補助金の原資として、連邦に割り当てられる。

1998年	3.64%
1996年～2006年	5.63%
2007年	5.15%
2008年以降	5.05%

(3) (2)の残額の 2.2%に相当する金額が、市町村税である営業資本税廃止の補償分として、市町村に割り当てられる。

(4) (3)の残額の 50.5%に相当する金額が連邦に、49.5%に相当する金額が州に割り当てられる (州の負担となる家族給付の連邦による財源補償分を含む。この配分比率は 1998年のもの)。

(5) (4)に定める配分比率は、毎年見直される。

	連邦分	州分	理由
2000年	-0.25%point	+0.25%point	児童手当の引き上げ (2000.1.1 実施分)
2000年	-0.25%point	+0.25%point	家族給付補償分の見直し
2002年	-0.65%point	+0.65%point	家族支援の引き上げ (2001.8.16 実施分)
2002年	-0.65%point	+0.65%point	家族給付補償分の見直し
2007年	+0.08%point	-0.08%point	売上税率の引き上げ (2007.1.1 実施分)
2008年	+0.1%point	-0.1%point	同上

(6) 州分から以下の金額が減算され、同額が連邦分に加算される。

2005年～2006年	2,322,712,000 Euro
2007年～2008年	2,262,712,000 Euro
2009年	1,727,712,000 Euro
2010年	1,372,712,000 Euro
2011年	1,912,712,000 Euro
2012年	1,007,212,000 Euro

2013 年	966,212,000 Euro
2014 年以降	980,712,000 Euro

(7) 児童手当引き上げ（2009.1.1 実施分）の財源補償分として(6)に定める金額に以下の変更を加える。

2009 年	-794,000,000 Euro
2010 年	-281,000,000 Euro
2011 年	+152,000,000 Euro

(8) (4)に含まれる家族給付の財源補償分を調整するため、州の増額分に以下の変更を加える。

2009 年	+794,000,000 Euro
2010 年	+281,000,000 Euro
2011 年	-152,000,000 Euro

(9) 旧東独州に対する援助の財源として、以下の金額を州分から減算し、連邦分へ加算する。

2011 年	266,666,666 Euro
2012 年以降	400,000,000 Euro

(10) 児童手当引き上げ（2010.1.1 実施分）の財源として(6)に定める金額に以下の変更を加える。

2010 年以降	-1,326,000,000 Euro
----------	---------------------

(11) (4)に含まれる家族給付の財源補償分を調整するため、州の増額分に以下の変更を加える。

2010 年以降	+1,326,000,000 Euro
----------	---------------------

V-2. 売上税収の州間配分

(1) 売上税収州分の 25%は、売上税を除く税収の 1 人あたり州平均額が全州平均額を下回る全ての州へ優先的に配分される。優先的配分額は、1 人あたり州平均額が 1 人あたり全州平均額の 97%未満の場合には、1 人あたり全州平均額に当該州の住民数を乗じたものに、さらに

$$(19/20) \times X - (21/4000)$$

を乗じることによって求められる。1 人あたり州平均額が 1 人あたり全州平均額の 97%以上の場合には、上の式に代わって、

$$X \times \{(35/6) \times X + (3/5)\}$$

が乗じられる。Xは、1 から売上税を除く税収の 1 人あたり州平均額的全州平均額に対する比率を減じた数値である。優先的配分額の合計額が売上税収州分の 25%を上回る場合、各州への優先的配分額は均等に減額される。

(2) 売上税収州分のうち優先的配分を行った残余は（売上税収州分の 75%）は、全ての州に人口比例的に配分される。

V-3. 州間財政調整

- (1) 州間財政調整においては、各州の「課税力測定値」と「調整額測定値」が求められ、前者が後者を上回る州が交付金を拠出し、下回る州が交付金を受領する。
- (2) 課税力測定値とは各州の課税力の見積りであるが、州の税収見積りに市町村税収見積り合計額の64%を加算することによって求める。
- (3) 調整額測定値は各州の財政需要の大きさを相対的に示すものであるが、各州の課税力測定値を合計し、これを各州の補正人口の合計で除したものに、各州の補正人口を乗じることによって算定される。補正人口は、州の住民数に補正係数を乗じたものと、州内市町村の合計住民数に補正係数を乗じたものを合計することによって求められる。単純に州と州内市町村の住民数を合計したものではなく補正人口を用いるのは、人口過密都市、大規模都市、過疎地域について、人口を割増することによってそうした地域に生じる追加的需要を考慮するためである。州の住民数に適用される補正係数はベルリン、ブレーメン、ハンブルクの3都市州が135%、それ以外の州が100%で、州内市町村の合計住民数に適用される補正係数は、3都市州が135%、メクレンブルク・フォアポームレン州が105%、ブランデンブルク州が103%、ザクセン・アンハルト州が102%、それ以外の州が100%となっている。

- (4) 交付金受領州の受領額は次のように求められる。課税力測定値が調整額測定値の80%未満である場合は

$$(3/4) \times X - 317/20000$$

を、80%以上93%未満である場合は

$$X \times \{(5/26) \times X + (35/52)\} - (2121/260000)$$

を、93%以上である場合は

$$X \times \{(13/7) \times X + (11/25)\}$$

を調整額測定値に乗じた額が、各受領州の受領額とされる。Xは、1を課税力測定値の調整額測定値に対する比率を減じた数値である。これは、課税力測定値が調整額測定値の80%未満である場合にはその差額の75%を、80%以上93%未満の場合には逡減比例的にその差額の75%~70%を、93%以上の場合には逡減比例的にその差額の70%~44%を受領することを意味している。

- (5) 交付金拠出州の拠出額は次のように算定される。課税力測定値が調整額測定値の107%未満である場合は

$$X \times \{(13/7) \times X + (11/25)\}$$

を、107%以上120%未満である場合は

$$X \times \{(5/26) \times X + (35/52)\} - (2121/260000)$$

を、120%以上である場合は

$$(3/4) \times X - 317/20000$$

を調整額測定値に乗じた額が、各拠出州の調整義務額とされる。Xは、課税力測定値の調整額測定値に対する比率から1を減じた数値である。但し、これに基づいて計算された拠出額が、課税力測定値が調整額測定値を超過する額の72.5%を上回る場合、上回る部分の負担は交付金受領州も含め

た全州で按分する。

V-4. 連邦補充交付金

- (1) 連邦から州への交付金は「連邦補充交付金」とよばれるが、一般的な財政力不足を補うための「一般連邦補充交付金」と、特別な需要を補償するための「特別需要連邦補充交付金」とに大別される。特別需要連邦補充交付金は必要に応じて個別の法律によって規定される。2005年以降は、「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」、「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」、「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」の3つのみが交付されている。
- (2) 一般連邦補充交付金は、州間財政調整を行ってもなお財政力が不足する州に給付されるものである。調整額測定値の99.5%に満たない部分の77.5%が交付される。
- (3) 「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」として2005年から2019年まで、以下の金額が交付される。

2005年	10,532,613,000 Euro
2006年	10,481,484,000 Euro
2007年	10,379,225,000 Euro
2008年	10,225,838,000 Euro
2009年	9,510,029,000 Euro
2010年	8,743,091,000 Euro
2011年	8,027,283,000 Euro
2012年	7,260,345,000 Euro
2013年	6,544,536,000 Euro
2014年	5,777,598,000 Euro
2015年	5,061,790,000 Euro
2016年	4,294,852,000 Euro
2017年	3,579,043,000 Euro
2018年	2,812,105,000 Euro
2019年	2,096,397,000 Euro

上記の金額は、以下の比率で各州に配分される。

ベルリン	19.020610%
ブランデンブルク	14.326911%
メックレンブルク・フォアポーメルン	10.536374%
ザクセン	26.075481%
ザクセン・アンハルト	15.733214%
チューリンゲン	14.307410%

- (4) 「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」として、以下の 5 州に、以下の金額を交付する。2013 年以降、連邦と州は共同で 3 年ごとに交付額の見直しを行う。

2005 年～2011 年

ブランデンブルク	190,000,000 Euro
メックレンブルク・フォアポーマルン	128,000,000 Euro
ザクセン	319,000,000 Euro
ザクセン・アンハルト	187,000,000 Euro
チューリンゲン	176,000,000 Euro

2012 年以降

ブランデンブルク	153,330,000 Euro
メックレンブルク・フォアポーマルン	103,296,000 Euro
ザクセン	257,433,000 Euro
ザクセン・アンハルト	150,909,000 Euro
チューリンゲン	142,032,000 Euro

2012 年と 2013 年については、交付額を以下の金額だけ減じる。

ブランデンブルク	18,335,000 Euro
メックレンブルク・フォアポーマルン	12,352,000 Euro
ザクセン	30,783,500 Euro
ザクセン・アンハルト	18,045,500 Euro
チューリンゲン	16,984,000 Euro

- (5) 「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」として、以下の 10 州に、以下の金額を交付する。2008 年以降、連邦と州は共同で 5 年ごとに交付額の見直しを行う。

ベルリン	43,460,000 Euro	旧東西独・都市州
ブランデンブルク	55,220,000 Euro	旧東独
メックレンブルク・フォアポーマルン	61,355,000 Euro	旧東独
ザクセン	25,565,000 Euro	旧東独
ザクセン・アンハルト	52,663,000 Euro	旧東独
チューリンゲン	55,731,000 Euro	旧東独
ブレーメン	60,332,000 Euro	旧西独・都市州
ラインラント・プファルツ	46,016,000 Euro	旧西独
ザールラント	63,400,000 Euro	旧西独
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン	53,174,000 Euro	旧西独